様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　1010401186329  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取組について | | 公表日 | ①　2025年11月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページに掲載  　https://www.dxone.co.jp/dx%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AE%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF  　経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | ①　 一次産業に特化したデジタルソリューションの提供者として、顧客企業に「データ駆動型の競争力と成功体験」を提供し続けることを経営ビジョンとします。当社の専門性であるデジタルマーケティングと業務管理システムをシームレスに連携させ、顧客の経営課題をデジタルとアナログの両面から解決するハイブリッドモデルを確立します。このビジョンを実現することで、一社でも多くの一次産業企業が自走できる体制を構築し、日本社会の活性化と未来の繁栄に貢献します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認を受けた内容を公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取組について | | 公表日 | ①　2025年11月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページに掲載  　https://www.dxone.co.jp/dx%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AE%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF  　経営及びデジタル技術等の活用の具体的な方策(戦略) | | 記載内容抜粋 | ①　経営ビジョン達成に向けた戦略の方向性として、コンサルティング事業の収益性の向上とソリューション提供スピードの加速を二本の柱とします。その実現のための具体的な方策は、知見のデジタル資産化と活用を核とします。コンサルティングで得られた財務改善ノウハウや教育コンテンツ、システム利用データ、そしてマーケティング運用実績といった全情報を、セキュアな環境下でデジタルナレッジベースとして構築・一元管理します。このデジタルナレッジベースを活用することで、顧客ごとの課題に対する最適なソリューション提案を迅速化・標準化し、コンサルティング業務の工数を削減します。これにより、コンサルタントはより高度でクリティカルな課題解決に集中でき、顧客への提供価値を最大化しつつ、スケーラブルなサービス提供を実現できるビジネスモデルへと変革します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認を受けた内容を公表しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取組について  　戦略を効果的に進めるための体制 | | 記載内容抜粋 | ①　代表の路飛がCIOを兼務し、デジタル戦略の全社的な統括と推進を主導します。社員を対象に、最新のデジタルマーケティング技術、データ分析スキル、そして情報セキュリティに関する継続的な研修プログラムを実施し、全従業員がデジタル競争力の概念を理解し、顧客の自走力を高める支援ができるDX人材の育成を最重要課題として取り組みます。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取組について  　DX戦略推進の環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　開発知見の安全な管理と迅速な共有を実現するため、既存のクラウドストレージやプロジェクト管理ツールの運用方法を改善・強化します。具体的には、顧客情報、マーケティングデータ、コンサルティングノウハウを集約・活用するため、既存クラウドサービス内に部門を横断したデータ連携・検索を可能にする共有フォルダ構成とアクセス権限ポリシーを策定します。また、食品卸業者や農業関係者向けの既存システム「スマートオーダー」「スマートストック」の業務データと、社内ナレッジを紐づけるデータ連携のルールを標準化します。これにより既存環境を最大限活用して情報連携を標準化し、機動的な顧客支援を実現します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取組について | | 公表日 | ①　2025年11月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページに掲載  　https://www.dxone.co.jp/dx%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AE%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF  　戦略の達成状況に係る指標 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の進捗度を測る指標として、主要なシステム（スマートオーダー/スマートストック）の顧客定着率と機能利用率を追跡します。また、社内においては、構築したナレッジベースへのコンサルティング事例登録件数と、ナレッジベースの月間利用率（参照・活用件数）をKPIとします。さらに、顧客の支援継続期間の平均値を向上させることで、提供したデジタル競争力と成功体験が、顧客の企業文化として定着した度合いを測る指標とします。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月13日 | | 発信方法 | ①　DX推進の取組について  　自社ホームページに掲載  　https://www.dxone.co.jp/dx%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AE%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF  　DXを牽引するトップメッセージ | | 発信内容 | ①　デジタルマーケティングと業務システムの融合により、顧客の「売る力」と「管理する力」を飛躍的に向上させ、日本の一次産業に新たな付加価値を生み出します。このDX戦略を推進することで、お客様と共に持続的な成長を実現していくことを目指します。  代表取締役 路飛 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。